

人 企 一 1 3 6 8

令和4年11月25日

人 事 院 事 務 総 長

「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の合格者を職員として採用する場合の人事院規則8—12（職員の任免）第18条第1項第10号の規定による人事院の承認について（通知）

標記について下記のとおり定めたので、令和4年11月25日以降は、これによってください。

記

- 1 令和8年3月31日までの間、選考の方法により職員を採用しようとする場合において、採用しようとする者が「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の合格者であり、かつ、補充しようとする官職が当該選考試験の対象となるものであるときは、あらかじめ人事院規則8—12（職員の任免）第18条第1項第10号の規定による人事院の承認を得たものとみなす。
- 2 任命権者は、前項の規定を適用して採用を行った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した文書により人事院事務総長に報告するものとする。
  - 一 採用官職（職務の級及び所属部課名）
  - 二 選考の方法及び選考結果の概要
  - 三 採用者の氏名

四 採用年月日

以 上